

平成 25 年 度

第 2 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成25年度 第2回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成26年 1月28日(火) 午後4時00分～午後5時05分

2 場所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 21名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

岩橋 栄子、鬼澤 幸夫、齋藤 教子、高須 光代、武川 篤之、豊田 英紀

(欠席 安倍 孝治)

イ 保険医、保険薬剤師代表委員

白戸 千昭、町野 満、市毛 繁実、関東 英雄、名古屋 昌宏、三浦 典子

(欠席 上原 瑠美子)

ウ 公益代表委員

中島 力、むらまつ 一希、酒井 妙子、きみがき 圭子、とや 英津子、

岡本 昌子、松丸 晴美

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、小山 誠

(2) 事務局 15名

区民生活事業本部長、区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員11名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0人

6 議題

(1) 保険者挨拶

(2) 会議録署名委員選出

(3) 諮問事項

ア 練馬区国民健康保険条例の一部改正について

(4) 報告事項

ア 練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針(案)の策定について

イ 平成24年度練馬区国民健康保険料収納対策結果について

ウ 平成26・27年度東京都後期高齢者医療保険料率最終案について

7 配付資料

諮問文の写し	「練馬区国民健康保険条例の一部改正について」
【資料1】	「練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)」
別紙1	「保険料均等割軽減対象の拡大」
別紙2	「平成26年度国民健康保険料試算(年額)」
別紙3	「練馬区国民健康保険条例新旧対照表」
別紙4	「高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し」
参考資料	「平成26年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について (最終案)」
【資料2】	「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針(案) の策定について」
別紙(案)	「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針」
【資料3】	「平成24年度練馬区国民健康保険料収納対策結果について」
【資料4】	「平成26・27年度東京都後期高齢者医療保険料率最終案について」
別紙1	「平成26・27年度保険料率最終案」
別紙2	「保険料の賦課限度額及び軽減措置の見直し」
別紙3	「後期高齢者保険料試算」

8 会議の概要と発言要旨

会長

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成25年度第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

すでにご案内のとおり、本日は練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について諮問を受け、当運営協議会としての答申をまとめるという運びになりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進行したいと思います。

はじめに、区民生活事業本部長から、保険者の挨拶をお願いいたします。

事業本部長

ご紹介いただきました、区民生活事業本部長の大羽と申します。区長に代わりまして、保険者を代表してご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、当協議会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から練馬区国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、特別区の国民健康保険事業は、東京都が事業調整を行ってきた経緯も踏まえまして、23区内であれば、どこに住んでいても、同じ保険料で、同じ保険給付のサービスが受けられるように、共通基準というものを定め、統一保険料方式による事業調整を行っているところでございます。

来年度の統一保険料につきましては、医療費総額の動向や被保険者数の推移等を勘案し、国からの諸係数を踏まえ、検討を行ってきた結果、先日1月17日に開催されました区長会で合意されました。

今回の諮問は、合意された共通基準に基づく、保険料率の改定などを内容とする練馬区国民健康保険条例の一部改正でございます。詳細は、後ほど担当課長からご説明申し上げますが、ご理解賜りたいと存じます。

なお、皆さまにご審議いただきまして、その結果を踏まえ、来月開会されます平成 26 年第一回練馬区議会定例会において、練馬区国民健康保険条例の改正条例案を提案する予定でございます。

本日は、よろしくご審議のうえご答申をいただきたいと存じます。

また、今後も国保事業の安定した運営に向けまして、一層努力をまいりますので

引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げましてご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

会長

続きまして、本日の出席委員数について、事務局より報告があります。

事務局

ただいまの出席委員数は21名でございます。よって、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は安倍委員、上原委員、以上2名の委員より欠席の連絡をいただいております。

会長

よろしくお願いいたします。

引き続きまして、会議録の署名委員の選出ですが、当運営協議会規則第8条第2項の規定により、会議録には議長のほかに2名以上の委員の署名が必要となっております。この署名委員2名の選出でございますが、私から指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、私から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出いたしておりますので、この度は、被保険者代表の岩橋委員と医師・歯科医師・薬剤師代表の関東委員にお願いしたいと存じますが、よろしくお願いいたします。

それでは、つづきまして審議に入ります。まず保険者から諮問を受けたいと思います。

区民部長

諮問文朗読

会長

それでは引き続き、諮問内容の説明を国保年金課長よりお願いいたします。

国保年金課長

説明をさせていただきます前に、本来ならば資料を事前にお送りするところでございますが、本日は机上に配付させていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

では、練馬区国民健康保険条例の一部改正について資料1に基づきご説明させていただきます。

改正内容説明(資料1・参考資料)---

会長

ただ今、諮問内容の説明を受けましたが何かご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

ご説明ありがとうございます。ただやはり先程、課長がおっしゃったように普段ですと資料が前もって送付されてくるという中で、これだけ大きな改正と資料の多さを思いますと、本来でしたら前もって送付していただきたかったと意見としてまず申し上げておきたいと思います。

そのうえでいくつかお聞きしたいのですが、先程平均保険料のお話がありました。練馬区では9万5千円になるということでしたけれども、前年度の平均保険料をまず教えていただけますか。

国保年金課長

前年度につきましては、手持ちの資料がございませんので後程個別対応させていただきます。申し訳ございません。

委員

わかりました。あとで教えていただきたいと思います。

23区の資料を拝見させていただきますと、平均保険料で5千円近い値上げになるということです。これと同じような形で練馬区も平均保険料が大きく値上げがされるのかなということが推測されるのですけれども、特に私は、今回、減額が一定程度対象拡大になるとはいえ、均等割の値上げがされるということについて非常に危惧をしております。「ねりまの国保」を拝見させていただきますと、均等割世帯が、今年度の資料で言うと53,246世

帯というようになっているのですけれども、この間の均等割世帯の収納率がどうなっているのか教えていただきたい。

収納課長

均等割世帯だけの収納率というのは特に把握しておりません。申し訳ありません。

委員

「ねりまの国保」を見ますと、保険料階層別の収納率ということで、現年分で、収納率が25年度の資料、2013年度の資料で77.4%になっているのですけれども、これはどういふふうに見たらいいのでしょうか、教えていただけますか。

収納課長

失礼いたしました。手持ちですぐに見つからなかったので申し訳ありませんでした。今、ご指摘のとおり「ねりまの国保」の35頁のところに均等割世帯再掲というところで、収納率77.4%と書いてあります。これでけっこうでございます。

委員

そうですね。平均の収納率が86.7%にかかわらず均等割世帯の収納率が77.4%、そのこの間の傾向を聞きたかったのですけれども、それも今、お手元にはございませんか。

収納課長

傾向といいますとどういうところでしょうか。

委員

収納率がだいたい何%くらいで推移をしているかをお聞きしたかったのです。

収納課長

まず現年分ではございますが、だいたい83%から84%の間を例年、推移してまいりまして、21年度が一番低くて、83.36%という数字でございました。これから22、23、24年度と次第に向上してまいりまして、最終的には後程また細かくはご説明するのですが、24年度では86.82%というふうになっております。以上でございます。

委員

均等割世帯の収納率をお聞きしたかったのですけれども。

収納課長

失礼いたしました。均等割の細かいところの数字は今すぐ出てこないのですが、おおむね同じような傾向だと思います。やはり20年度、21年度くらいが底で、少しずつ上昇しているということでございます。

委員

あとでけっこうですので、現年分で13年度が、77.4%という平均の収納率よりもかなり低い数字で推移しているわけですね。徐々に上がっているとはいえ、要するに所得の低い人達の収納率が、非常に低くなっているという傾向は否めないのではないかと、明らかではないかと思っています。そういう中で、均等割額を上げるというのは、私は、今ある国保制度の構造的な問題に全然踏み込まずに保険料だけが上がっていくということについて、本当にこれから将来に向けて、国保を社会保障の根幹として位置付けて持続可能なんだろうかということで非常に心配をしています。やはりここについては、区長会でどういう意見を言われたかわかりませんが、払えるだけの保険料にしていくべきではないかと意見として申し上げておきたいと思います。

あと一点伺いたいのですが、高額療養費の問題です。この間、一般会計の方から繰り入れてきたものが、来年度から賦課分について半額でしたか。今までは、一定の金額を一般会計から算入されていたのが、来年度から保険算入されることになりますよね。それが今後の保険料の値上げをさらにエスカレートさせる要因になっていくのではないかと思います。ここについてはどういうふうにお考えになっているのか、それから区長会、課長会でどういう議論がされたのか教えてください。

国保年金課長

この間については様々な意見がございました。29年度に広域化というものが予定されてございまして、その際に同じ保険の対象となるのが、今、東京都の市部、村、町そういったところと同じ保険者ということになります。そういったときにそちらの現在の市部については、一定程度、高額療養費については賦課総額に算入しておりますので、そういったところの

みあいというところで、この問題を区長会として先延ばしにしては、そのあと大きく激変が起ること、さらに被保険者の方にご迷惑がかかるだろうということもございました。そういったところで基準政令に近づけるべく検討してまいったところでございます。

今回消費税の引き上げに伴いまして、均等割の軽減、低所得者の方への配慮、それから賦課限度額の引き上げ、これは中間所得者への配慮ということで、一体で国保制度としてやっているところでございます。そういったところも勘案しつつ、基準政令に近づけるための努力をさせていただいたというものでございます。以上です。

委員

なぜ被保険者に迷惑がかかるかわからないですけれども、先程の資料を見させていただきますと、階層の一部の方たちだけがマイナスになって、あとは軒並み値上げですよ。これからまた高額療養費が保険算入になれば、さらにこれは値上げが毎年行われることになるのは間違いのないわけです。一般財源の繰入れは、国保の運営協議会で意見を言いますと、毎年100億から繰り入れているというお話があるのですけれども、昨年の決算のなかでも一般会計の繰入額は、不用額で30億以上出しているんですよ、練馬区は。毎年、何十億も一般会計の繰入額の不用額を出しています。それだけのゆとりがあるのであれば、私はぜひ、区長会でも課長会でも一般会計からの繰入を引き続きやるべきだという意見を私は言ってほしかったなと思いました。

いずれにしても今回の条例改正については国保に加入している被保険者の人たちに消費税に加えて、社会保険料、社会保障の部分でも負担増を強いることになりかねないと、制度の根幹を揺るがす問題にこれからますますなっていく問題だというふうに申し上げておきたいと思います。ですから今回の諮問については、承服しかねると意見を申し上げておきます。以上です。

会長

ありがとうございます。他にご質問はございませんでしょうか。

委員

ありがとうございました。区長会で了承されたということで、結局特別区でならしたもので

あるから、区長会での話し合いということですから、練馬区で何を言っても変わらないのかなと思いつながら、区長会でただ値上げを賛成してきたわけではないと思うんですよ。区長会のなかでの話し合いというものがあったと思うのですけれども、今後値上げの方向性というものは国全体として変わらない方向性に見えるわけですから、そのなかでどう下げっていくのかという議論は区長会でされたのでしょうか。

国保年金課長

区長会につきましては、お話があったとおりいろいろな意見がございました。今回、4回に分けて賦課総額算入という話はロードマップとしては出ているのでございますが、毎年、翌年度の保険料を算定する際に機械的に1/4ずつを入れていくということではなく、見込の医療費の伸び、そういったものを勘案してはじきだした保険料をもとに、そこで1/4を果たして入れられるのかどうか、入れるのが適切なのかどうかというところは、丁寧に議論をして決めてまいるといことは確認してございます。以上です。

委員

収納率についてなんですが、練馬区は収納率がけっこう高いということで、評価いただいていると思うのですけれども、区長会においても練馬区、要は、うちはすごく収納率が高いわけですから、他の区も全部収納率が上がれば国保は当分上げなくていいとか、そういう話になってくると思うんですよ。そういうお話というのはいかがなんでしょうか。

収納課長

確かに、今日お配りした資料3のところ、24年度の23区の収納状況、収納率の状況が表に載っております。また後程ご説明させていただきますけれども、確かに練馬区としては収納率が高くなってはおりますが、かといって収納率だけではなく、やはり支出の部分とかを含めて総合的に判断しなくてはならないところもございまして。片方で、支出の方の抑制ということも後程ご説明させていただきますけれども、その辺も含めて課長会のなかでもいろいろと議論いたしました。最終的にやはりどうしても支出の方が膨らんでしまっているという状況のなかで、どれだけ保険料でまかなうかということ、一般財源をどれだけだったら投入できるのか、その辺も含めて総合的ないろいろな議論のなかで、最終的にこのような結

論になったというふうに私の方では認識しております。

委員

後で説明いただけるということなので伺いたいのですが、収納対策についても練馬区は徐々に良くなっているということで聞いておりますので、ぜひ他の区にいい事例を紹介して他の区の収納をアップしていただいて、国民健康保険の行政に対して潤滑に回るような制度を築いていただきたいなと思います。後は説明を聞きます。

会長

ありがとうございます。他にはないようですので、答申文のとりまとめに入りたいと思います。いろいろとご意見をいただきましたが、答申については諮問事項に対し、適当かどうか答えるものであり審議の経過については反対意見も含めて会議録に記録されます。従いまして、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただき答申したいと思いますがいかがでしょうか。

委員

私もこの経過を見ていまして、やはり毎年のように上がっていくという中では、今後、消費税の値上がりということも考えていきますと、低所得者に対する措置というものもまだまだ十分ではないというところではこの改正には賛成できません。意見として述べさせていただきます。

会長

はい、了解しました。それではもう一度やらせていただきます。答申文のとりまとめに入りたいと思います。いろいろとご意見をいただきましたが、答申につきましては、諮問事項に対し適当かどうかを答えるものであり、審議の経過については反対意見も含めて会議録に記録されます。従いまして、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただきまして答申したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないようですので後程、答申文の原本を区長に提出いたします。

つづきまして報告事項に入ります。報告事項1に移りたいと思いますので、説明をお願い

いたします。

国保年金課長

報告事項1の説明(資料2)---

会長

報告事項1について説明がありました。内容について何かご質問がございましたらご発言をお願いいたします。ないようでございますね。それでは報告事項1を終わります。

つづきまして報告事項2に移りたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

収納課長

報告事項2の説明(資料3)---

会長

報告事項2について、内容についてご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。ないようですので2を終わります。

つづきまして報告事項3に移りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

国保年金課長

報告事項3の説明(資料4)---

会長

報告事項3についての報告がありました。内容について何かご質疑がございましたらご発言を願います。

委員

今回の保険料率が変わることによる保険料額の変更が生じてくるということですが、別紙1の資料は広域連合での資料だと思うのですが、先程、最後に練馬区において均等割のみの世帯が約4割だというお話がありました。そこから考えると練馬区における平均保険料額は若干下がるのかなというように思うのですが、その試算は出ていますか。

国保年金課長

恐れ入ります、こちらについてはあくまでも保険者が広域連合ということですので、参考の試算というのは可能ではございますが、今のところそういった試算については行っ

ていいないところでございます。以上です。

委員

わかりました。後でけっこうですけれども、練馬区での階層別の保険料というものは出ますか。

国保年金課長

階層というのは所得階層ということですよ。所得によりまして年金収入であったり、給与収入であったり、様々でありますので一概にこの階層、この階層といった試算はつくることができないのですが、例えば年金収入の場合の階層ですとか、給与収入の場合の階層ですとか、ざっくりしたものになってしまいますけれども、そういったものであれば検討することはできると考えてございます。

委員

ではまた個別でご相談させていただきます。

委員

いろいろとありがとうございました。

私の方から一点だけ教えていただきたいのですけれども、資料3のですね、練馬の滞納分の35.37はトップだということでございますが、非常に悪いトップだと思いますが、この内訳、だれが滞納しているのか、どういった世帯が滞納しているのか、どういう年代というのかその辺の内訳がわかりましたら教えていただきたい。これが経年的に変わらないのか、それとも過去3年位はどういう推移なのか含めて教えていただければと思います。

収納課長

統計的にはきちんととっているわけではないのですが、我々が窓口あるいは電話等で収納のご相談、納付のご相談を承っておりますので、その印象でお話をさせていただきますけれども、やはり滞納される方の多くは、男性で独身でなおかつ昼間仕事が忙しいあるいは不規則な仕事をしている方ということです。そういった方が今、生活状況が厳しくて滞納している方が多いという印象を持っております。

委員

印象的なところと言われましても全然本質は何もよくわからないのですけれども、たまたま昨日NHKのクローズアップ現代に若年層の貧困問題が出ておりましたけれども、それとの相関ないしはいろいろな関係というものを、練馬区として考えていく必要があるのではなからうかなと。それに対して実際どういう考え方をしていくべきなのか。そうしないとただ払えといっても払えない層にどうするのかといった問題がありますよね。これは練馬区だけの問題なのか、突出しているのか、新宿区がどうなのかわかりませんが、いずれにしましても我々が一般市民としても非常に気になることです。ですからそういった問題が少しでも実をつけてやれることがあったらやっていただいでいくことで気がついていただければありがたいなと思います。以上でございます。

会長

ありがとうございます。

収納課長

若年層の所得の低い方というのは、逆に言うと普段お医者様にかからない方というのが多いものですから、そういう方は国民健康保険制度というものにあまり関心がない方が多いようです。印象としては、従ってそういう方は保険料の納付をしないとなっていていっているケースが多いような感じを受けております。

今お話しがありましたように低所得である方につきましては、例えば保険料の通知がいったときにご覧いただいてこれはなかなか払えないという状況がありますが、私どもの方にご連絡をいただいて納付のご相談のなかで、場合によっては納付の期間を延ばしていったりとか、あるいは本当に生活に困っているという場合には納付を免除したり、あるいは逆に生活保護を受けていただくご案内もするとか、そういったところでご相談に来ていただければいろいろと対応ができるようにはなっております。

委員

ありがとうございました。

会長

その他にございませんか。ございませんので報告事項を終わりにさせていただきます。

つづきましてその他に移りますが、何かございますでしょうか。特にないようですので、本日の運営協議会はこれもちまして終わります。閉会いたします。ありがとうございました。